

児童の安全確保対応の確認表 (保存用)

令和4年4月22日発行

川崎市立東小田小学校

校長 坂東 修

安全・安心コミュニティ

日頃より、学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。児童の安全確保のために以下のように対応させていただきます。よろしく願いいたします。

1. 地震発生時

①大地震（震度5強以上）の発生時

④深夜12時から始業時刻（午前8時30分）まで
⇒発生した日は臨時休業。翌日も臨時休業。 ・地震発生が登校時間帯に重なり、登校が完了している児童は学校に待機させます。速やかに引き取りをお願いいたします。
⑤教育活動中（始業時刻から下校時刻まで）
⇒個人調査票に記載の保護者・同居者家族（中学生以上）・災害時児童引き取り人（個人調査票裏面に記載）に登録されている方が児童を引き取る。翌日は臨時休業。
③下校時刻後から深夜12時まで
⇒翌日は臨時休業

※震度5強…川崎市内いずれかの地域で観測された場合です。

（川崎区とは、限りません。）

※臨時休業…翌日が土日や祝日の場合は、翌授業日を休業日とします。

（授業再開に向けて専門業者などに修理を要請するため。）

※わくわくプラザ…学校が休業の場合は休室となります。

※安否確認…④⑤の場合お子さんが無事かどうかを何らかの方法で早めに学校へお知らせください。

⑥の場合で、お子さんが学校をお休みしている時、無事かどうかを何らかの方法で早めに学校へお知らせください。

②震度5弱以下の地震発生時

・学校や周辺の被災状況の把握をもとに判断して対応します。

・臨時休業と決定した際、⑥の場合は「引き取り」をお願いすることがあります。

※情報配信システム「ミマモルメ」を活用（通信が可能な時）して、メールなどできるだけ早くお知らせいたします。

（裏面に続く）

2. 「暴風警報」および「特別警報」発令時

台風の接近や集中豪雨等にもない、神奈川県^{かながわけん}のいずれかの市町村に「暴風警報」^{ぼうふうけいほう}「暴風雪警報」^{ぼうふうせつけいほう}及び「特別警報」^{とくべつけいほう}が発令された場合

<p>④午前6時までに発令され、午前6時以降も継続している</p> <p>⇒その日は臨時休業。</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市内の公立学校は、臨時休業となります。 可能な場合は、メールなどで情報を送ります。
<p>⑤午前6時から始業時刻（午前8時30分）までに発令</p> <p>⇒校長判断で臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登校時間帯に重なり登校が完了しているお子さんは学校に待機させます。速やかに、引き取りをお願いいたします。 可能な限り、メールなどで情報を送ります。
<p>⑥始業時刻（午前8時30分）から下校時刻までの間に発令</p> <p>⇒発令された時点で臨時休業とし、引き取りを開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き取りがあるまで、児童を学校に待機させます。 可能な限りメールなどで情報を送ります。

○台風の進路及び集中豪雨などによっては、校長判断で臨時休業扱い（児童の引き取り）となる場合もあります。その場合は、早めにメールなどで情報を送ります。

3. その他

○情報配信システム「ミマモルメ」を活用（通信が可能な時）して、メールなどでの情報提供を基本とします。状況によっては、児童の引き渡しの件をお伝えするために、災害用伝言ダイヤル171を利用することがあるかもしれません。

【伝言の再生方法】
 171 → (ガイダンス) → 2 → (ガイダンス) → 044-333-2122